

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型
に関するQ & A (第1. 3版)

目次

<u>1. 制度概要について</u>	
<KPI>	．．．．． P2
<採択方法>	．．．．． P4
<申請者>	．．．．． P4
<他の交付金との関係>	．．．．． P7
<u>2. 対象事業</u>	
<全般>	．．．．． P8
<対象事業①サテライトオフィス等整備事業・②サ テライトオフィス等開設支援事業>	．．．．． P10
《当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の 2割以内とする経費》	．．．．． P10
《当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の 5割未満とする経費》	．．．．． P10
《什器・機器導入費、什器・機器導入支援費》	．．．．． P12
《通信環境整備費、通信環境整備支援費》	．．．．． P12
<対象事業②サテライトオフィス等開設支援事業>	．．．．． P13
<対象事業③サテライトオフィス等活用促進事業 (①・②事業の「施設整備・運営以外のソフト経 費」含む)>	．．．．． P16
<対象事業④進出支援事業>	．．．．． P19
<対象事業⑤進出企業定着・地域活性化支援事業>	．．．．． P21
<u>3. 手続き</u>	．．．．． P28
<u>4. 経理処理</u>	．．．．． P31
<u>5. 地方負担について</u>	．．．．． P32
<u>6. 変更申請について</u>	．．．．． P33

留意点

本Q & Aにおける過年度交付団体の凡例は以下の通り。

- ・ **R2 補正交付団体**：令和2年度第3次補正地方創生テレワーク交付金交付団体
- ・ **R3 補正交付団体**：令和3年度補正デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）交付団体
- ・ **R4 補正交付団体**：令和4年度第2次補正デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型交付団体

1. 制度概要について

< K P I >

1-1 高水準タイプの要件である「②サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上」とは、どのように施設を「利用」する企業が想定されるのか。

(例えば、ワーケーションでの単発での利用、会議等での利用、又は当該施設には直接は来ないが、リモートで当該施設内の事業者等とやり取りするような場合も含めて「利用」とみなせるか。)

- 2027 年度末時点でサテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約をしている所在都道府県外の企業が想定される。
- 会議等やお試しなど一時的な利用や当該施設には直接は来ないがリモートで当該施設内の事業者等とやり取りするような場合は、本交付金の目的に合致しないことから「利用企業」とみなすことはできない。

1-2 高水準タイプの要件である「④サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者の割合が5割以上」の「利用者」とは、こういった利用者が想定されるのか。

(例えば、ワーケーションでの単発での利用者、学生等の利用者、会議等での利用者、又は当該施設には直接は来ないが、リモートで当該施設内の事業者等とやり取りする者も含めて「利用者」とかみなせるか。)

- 2027 年度中に施設を利用したサテライトオフィス等施設の所在都道府県外から進出した企業の従業員（現地雇用の従業員を含む）のほか、2027 年度中にワーケーションやトライアル利用を行った方、学生等の利用者についても所在都道府県外の利用者に含めることができる。ただし、当該施設には直接は来ないがリモートで当該施設内の事業者等とやり取りする者は、本交付金の目的に合致しないことから「利用者」とみなすことはできない。

1-3 KPI における利用企業数と利用者数は延べ数でカウントすればよいのか、実数でカウントすればよいのか。(利用企業数について、例えば、A社が2027年度の4月～6月、10月～12月に利用し、それぞれで利用契約を締結した場合に利用企業数は1となるのか、2となるのか。)

- 利用企業数は2027年度末時点の実数、利用者数は2027年度中の延べ人数をカウントいただきたい。
- なお、利用企業については、1-6のとおり、2027年度末時点でサテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約をしている企業となるため、例示したA社の場合、2027年度末時点の契約がないため利用企業数に含めることができない点に留意いただきたい。

1-4 県内在住で県外の企業へ通勤していた者が、勤務先のテレワーク化に伴い、当該交付金において整備した施設を利用した場合、所在都道府県外の利用者となるのか。また、前記利用者の勤務先企業と利用契約が結べた場合は、所在都道府県外の利用企業となるのか。

- 県内在住の方が個人で利用する場合は、所在都道府県外の利用者ではない。
- 勤務先企業が利用契約を結んだ場合は、当該企業については「所在都道府県外の企業」、従業員の方は利用契約を結んだ所在都道府県外の企業の従業員としての利用であることから、「所在都道府県外の利用者」とすることができる。

1-5 地域おこし企業人交流プログラムを活用して受け入れた人材が、当該交付金で整備したサテライトオフィスを利用する場合、利用者および利用企業としてよいか。（本社や元々の勤務先が県外の場合は、KPI の県外企業等にカウントしてよいか。）また、地域おこし企業人プログラムとの併用は可能か。

- 地域おこし企業人交流プログラムを活用して受け入れた方が、県外から受け入れた方であれば、「所在都道府県外の利用者」となるが、勤務先を「所在都道府県外の利用企業」とするには、勤務先と利用契約等を締結する必要がある。
- また、地域おこし企業人交流プログラムにより受け入れた方に関し、地域おこし企業人に係る特別交付税措置と、本交付金による人件費への充当を二重に行うことはできない。

1-6 事業により整備したサテライトオフィスの利用を経て、市町村内の別の物件へ進出した企業について、KPI に含めることは可能か。

- 事業により整備したサテライトオフィスの利用を経て、市町村内の別オフィスに入居し、定着する企業について、2027 年度末の時点で市町村内の別オフィスに入居を継続しているのであれば、KPI に含めることができる。

1-7 KPI の「移住者数」については、事業に関連した移住者の数に限られるのか。それとも当該事業に関わらず、施設の所在する市町村へ移住した人全体の数か。

- 本事業は、これを契機に、地方公共団体において地方への新たな人の流れを創出する様々な施策に積極的に取り組んでいただくことを後押しすることを趣旨としているため、本事業を実施する地方公共団体が、本事業をはじめとする移住支援策を講じた結果、本事業の開始から 2027 年度末時点までの間に移住した者（2027 年度末までに転出した者を除く。）として各団体が確認する移住者数を記載いただきたい。
- なお、本事業の効果を検証する観点から、本事業に直接関連する移住者数の報告を 2027 年度において求める予定。
- また、毎年度実施する KPI の進捗報告（事業実施報告）において把握可能であれば本事業で直接的に移住した者の数（例えば、施設利用契約法人の社員の内、移

実際に移住をした者の人数など)についても報告されたい。

1-8 KPIについて、地域の実情に応じて設定することは可能か。

(例)所在都道府県外の利用者数について、割合ではなく増加数で目標値を設定。

- 申請にあたっては 2027 年度の施設の利用者数を設定の上、その内所在都道府県外の利用者数の割合を設定するなど取扱いで示した KPI は必ず設定いただく必要がある。そのうえで、地域の実情に応じ、事業の実効性や他の政策との連携効果を高めるような、独自の KPI を追加で設定いただくことは望ましいことである。

<採択方法>

1-9 高水準タイプで申請し、採択されなかった場合でも、標準タイプとして採択されることはあるか。

- 高水準タイプで申請した事業であって、総合評価が「A」以上とならず高水準タイプとして採択されなかった場合でも、総合評価が「B」もしくは「C」であれば、標準タイプとして採択される。

1-10 採択の難易度について、「高水準タイプで申請し、有識者の評価を経て、標準タイプでの採択となる場合」と「当初から標準タイプとして申請し、事務局の評価を受け、採択される場合」では前者のほうが採択の難易度は高いのか。

- 審査においては、統一的な評価基準のもとで審査を行うため、「高水準タイプで申請し、有識者の評価を経て、標準タイプでの採択となる」場合と「当初から標準タイプとして申請し、事務局の評価を受け、採択される」場合とで、採択の難易度に差が出ることはない。

<申請者>

1-11 広域連携事業(複数の市町村や、都道府県と市町村が予算を計上しあい連携して取組む事業)は申請可能か。

- 可能である。ただし、その場合は複数の地方公共団体が共同で計画を作成し、実施計画の申請者となる地方公共団体(以下「主申請者」という)を1団体決定したうえで、申請を行うものとする。
- 主申請者となる地方公共団体は施設ごとの KPI の進捗状況を把握し、事業推進の主体的な役割を担う必要がある。

1-12 広域連携事業の場合のKPIの設定はどのようになるか。

- 広域連携事業の場合であっても以下の考え方に基づいて設定
 - 利用企業関連
 - 整備・活用する施設単位に設定し、その合計
 - 利用者関連
 - 整備・活用する施設毎に設定し、その合計
 - 移住者数
 - 整備・活用する施設の所在する市町村毎に設定し、その合計

1-13 広域連携事業の場合の交付、申請上限額はどのようになるか。

- ○施設整備・運営費
 - 連携する団体数×3施設を上限とする。(1団体あたり3施設まで)
- 施設整備・運営以外のソフト経費
 - 連携する団体数×最大1,200万円を上限とする。(1団体あたり最大1,200万円)
- 進出支援金
 - 「1社あたり最大100万円」に基づき、「取扱いⅢ-(4)基準及び補助率」に基づき設定したKPIに応じて上限件数を設定

1-14 昨年度、施設整備事業を採択されているが、さらに次回整備を拡大したい場合は対象外か。

- 過去に本交付金を活用した団体が、新たな施設整備・利用促進事業(同一施設の別カ所の整備を含む)を申請することは可能。ただし、過去の採択年度と申請を希望する事業内容により、それぞれ以下の要件がある。

	R4補正交付団体	R2補正交付団体 R3補正交付団体
新たな施設を整備し、利用促進を行う事業	採択時に設定した2024年度末におけるKPIの達成に向けた、2024年度の実施内容及びKPIの進捗状況について追加資料※1を申請時に提出(事務局は追加資料の内容も踏まえて計画を審査)	採択時に設定した「2023年度末におけるKPI 1～5」が申請時点(2024年1月末)で達成済みである場合に可とする※2
新たな施設の利用促進を行う事業		
過年度に利用促進を実施した施設と同じ施設を対象に追加の利用促進を行う事業	事業の最終年度末におけるKPI 1～5が申請時点(2024年1月末)ですべて達成済みである場合に限り可とする※2	

※1 追加資料については、2023年度の実施内容の反省等を踏まえた上で、「取組計画」よりも詳細な内容を記載すること。

※2 年度末までに達成見込みが立っている場合など、個々の事業進捗状況に応じて申請を認め得るものとする。

1-15 R2 補正交付団体であり、交付対象事業では3施設の整備・利用促進を行った。新たな施設整備を行う事業を申請する場合、3施設すべて2023年度末のKPIを達成している必要があるか。

- 地方創生テレワーク交付金採択事業にて複数の施設整備を行っている場合、対象施設の合計の2023年度末KPIを達成していれば、申請可能とする。
- ただし、合計のKPIは目標を達成しているものの、施設別のKPIでは未達成の施設がある場合は、未達成の施設に対する2024年度取組内容も提出いただき、その内容も踏まえて計画を審査する

1-16 R4 補正交付団体で、①サテライトオフィス等整備事業（あるいは②サテライトオフィス等開設支援事業）を交付対象経費として採択されているが、プロジェクト推進費（プロモーション経費）について交付対象としていなかった。この場合、R5 補正デジ田交付金地テレ型③サテライトオフィス等活用促進事業を活用し、R4 補正事業で整備した施設に対するプロモーション事業を申請することは可能であるか。

- 可能である。ただし、標準タイプでの申請のみとし、過年度事業で設定しているKPIに標準タイプとして設定するKPIを上乗せすることとする。
- 対象については、R4 補正事業で①サテライトオフィス等整備事業、あるいは②サテライトオフィス等開設支援事業を採択されており、プロジェクト推進費を交付対象としていない自治体に限定する。

1-17 R4 補正交付団体で、施設整備・利用促進事業（①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業）を活用したが、対象としたサテライトオフィス等にさらなる利用企業を呼び込むため、R5 補正デジ田交付金地テレ型の④進出支援事業を単独で申請することは可能か。

- 可能である。なお、申請に当たっては、R4 補正の施設整備・利用促進事業で設定したKPI1（サテライトオフィス等を利用する企業数）の範囲内での申請を可能とする。ただし、R4 補正で④進出支援事業を申請した実績がある場合、過年度に申請した件数を除いた申請とする。
- 進出支援事業を単独で申請することができるのは、R4 補正交付団体で、施設整備・利用促進事業を実施している自治体に限定する。（R2 補正交付団体、R3 補正交付団体は対象外）

1-18 過年度に標準タイプで採択されているが、今回新たに別事業での申請を行った場合、高水準タイプで採択される可能性はあるか。

- 施設整備・利用促進事業（①～④事業）の申請に当たって、過年度の採択タイプ如何が今回申請する事業の評価に影響することはないが、事業計画書と併せて提出する過年度採択事業の取組状況については、評価に加味される。

<他の交付金との関係>

1-19 R5 補正の地方創生拠点整備タイプにて、既存施設を活用した複合施設を整備する予定である。

その施設の一部を、テレワークのためのサテライトオフィスとして整備する予定だが、施設全体の整備は地方創生拠点整備タイプへ申請し、サテライトオフィスの整備についてはデジタル実装タイプ地方創生テレワーク型を申請することは可能か。

- 当該施設の整備について、本交付金の要件に合致すれば、申請いただくことは可能である。ただし、事業に重複が生じないように、それぞれのKPIや対象経費等を十分整理し、地方創生拠点整備タイプの担当とも十分相談のうえ、申請いただきたい。
- 他の補助金との併用についても、本交付金の要件に合致し、事業に重複が生じないように申請いただければ、申請は可能である。

1-20 地方創生テレワーク型で採択されたことによって優良モデル導入支援型（TYPE1）など他の型への申請ができない、交付上限額が下がる等のデメリットはないか。

- 地方創生テレワーク型の採択如何が、他のタイプ（地方創生推進タイプ等）やデジタル実装タイプの他の型（優良モデル導入支援型（TYPE1）等）の申請に影響することはない。（デメリットが生じることはない。）

2. 対象事業

<全般>

2-1 ①サテライトオフィス等整備事業・②サテライトオフィス等開設支援事業における「施設整備」とはどのようなものが該当するのか。

- 「施設整備」とは、対象とする施設の**新築、増築、改築、模様替え、修繕**その他の改修が含まれる。なお、それぞれの区分の具体的内容については以下の通り。

【区分の説明】

区分	説明
増築	<ul style="list-style-type: none">・既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。・既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
模様替え	建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切及びその他の構造部につき変更を行うために行う工事。
修繕その他の改修	<ul style="list-style-type: none">・経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る既存建築物の改修（修繕）・構造部を変更しないその他の改修。

2-2 「交付上限額」の「施設整備・運営費に係る経費」に示される「**収容可能人数（1施設当たり）**」の、人数の考え方を教えていただきたい。何をもちて収容可能人数にすればよいのか。

- 対象施設はテレワークにより働く環境又は機能を有している必要があることから、当該施設で同時に何名がテレワークにより働くことができるかを目安に判断いただきたい。
- なお、審査においては、整備する施設の内容や設定するKPI等の事業内容と照らして、過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等を評価する。

2-3 施設の収容可能人数は、会議室の収容可能人数も含めてよいか。

- 一般的な利用形態の会議室であれば、一個人が常態的にテレワークにより働くことができるワークスペースとは言えないため、収容可能人数に含めることは適切ではない。

〔 2-4 対象施設は令和6年度内に開設する必要があるか。 〕

- 原則、令和6年度内に開設していただきたい。ただし、社会通念上避けがたい事故等により施設整備が年度末に完了するような場合は、令和7年度の開設でも差し支えない。（その場合は、令和7年度の早期に施設を開設いただきたい。）

〔 2-5 お試し勤務や開発合宿、ワーケーションのように短期滞在（4日～1週間程度）や、中期滞在向けのテレワーク拠点整備事業も対象となるのか。 〕

- 取組の一部としては対象となり得るが、事業全体としては、関係人口施策に止まらず、企業進出・移住・定住を目指す事業として計画し、申請していただく必要がある。

〔 2-6 対象施設の考え方について、同一敷地内に複数のテレワーク施設を整備する場合（戸建てタイプの建物を想定）、建物の戸数でカウントしてよいのか、あくまで敷地内の施設をまとめてカウントするので1施設となるのか。 〕

- 質問のような事例の場合は、同一敷地内であり運営管理も一体的に実施するのであれば、まとめて1施設と捉えるのが適切と考える。
- なお、施設に居住スペース等が含まれる場合の考え方については、2-2を確認いただきたい。（本交付金の対象事業の要件に合致するのであれば、1戸を1施設として申請いただくことも可能。ただし、審査において、政策目的に対する適合性や企業進出・滞在・移住の実現可能性、高い費用対効果を示せる取り組みとなっているか等を評価する点に留意いただきたい。）。

〔 2-7 移動型のワーキング MaaS（マイクロバスのディバージョンによる移動しながらワークスペースをシェアリングできるサービス）の導入によるワーケーション推進とサテライトオフィス開設を促す事業を検討しているが、このような移動型のものについては対象となるのか。 〕

- 本交付金の対象施設は、テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ事業を実施する地方公共団体の区域内に所在する施設等、である。働く環境・機能を有した車両などの乗り物については、地方公共団体の区域内に所在する施設等（構造物、建築物、これらに備え付けられた設備）とはいえないことから、①サテライトオフィス等整事業、サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業いずれも対象外となる。

〔 2-8 市町村の負担分に、県の財源による補助金を充当することは可能か。 〕

- 県の財源による補助事業については、国から特段の制限はなく、充当可能である。
- なお、県から市町村に対する補助事業（補助金の交付の財源）に、本交付金を充当することはできない。

2-9 本交付金は、地方創生テレワークを実施する「個人」を支援する事業は対象とならないのか。

- 個人給付の助成金は経費の対象とならない。ただし、進出支援金の使途として企業が社員への助成を行うなど、社員個人も受益者となることは排除できない。また、プロモーションの一環として社員等の個人が一時的に無償でサテライトオフィスを利用するようなお試しツアー等の利用は事業設計の一部であれば対象となりえる。

＜対象事業①サテライトオフィス等整備事業・②サテラオフィス等開設支援事業＞
《当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする経費》

2-10 以下の経費は施設整備費の対象となるか。

- ・ 用地取得費・造成費、外構工事費
- ・ 既存施設の除却・解体費
- ・ 整備対象施設の取得費

- これらの経費は対象外経費としていないことから、いずれも施設整備費・施設整備支援費として本交付金の対象となりえるが、当該経費については原則、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内とする。また、対象経費の適切性については、事業内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取り組みとなっているか等地方創生テレワークの事業に求める視点を有しているかを審査するため、結果により対象外経費となることもあり得る。

《当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満とする経費》

2-11 既存施設の1階部分をコワーキングスペースに改修し、2階部分を居住スペース（シェアハウス）に改修する場合、2階の居住スペース（シェアハウス）部分も交付金の対象となるか。

- 本交付金による対象施設はテレワークにより働く環境又は機能を有する施設等である。また、本交付金の対象事業は、「地方創生テレワークの推進」により地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ、積極的に取り組む事業としているため、地方創生に資するテレワークの推進施策である必要がある。
- したがって、単に住宅施設や宿泊施設を整備するだけの事業は対象とならないが、サテライトオフィス等の利用者、利用企業が地方創生テレワークを実施する上で必要な居住・滞在機能を付帯させる事業であれば、一体として「職住一体型サテライトオフィス等」と捉えることが可能であり、対象となりえる。
- ただし、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費については原則、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満とする。また、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性（政策目的に対する適合性や、事業内容と照らして過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか）

いか、高い費用対効果を示せるか等)を審査するため、結果により対象外経費となることもあり得る。

2-12 キッチンの整備は、サテライトオフィス等の利用促進につながる附帯施設・設備の経費として、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満とする必要があるか。

- 原則、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満とする必要がある。
- ただし、一般的なオフィスに備えられている「給湯室」程度の整備であれば、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる経費として差し支えない。(5割未満とする経費には含めなくてよい)。

2-13 入居企業と、地元の企業や住民が交流できるコミュニティスペースやカフェスペースの整備は対象となるか。

- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められないが、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満で対象とすることができる。
- ただし、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性(政策目的に対する適否や、事業内容と照らして過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等)を審査するため、結果により対象外経費となることもあり得る。

2-14 施設整備費・施設整備支援費は、具体的にどのような「設備」に対する経費が対象となるのか。

- 対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備(例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレなど)は施設整備・施設整備支援費の対象となる。
- 一方、対象施設として整備される建築物と構造上一体となっているが、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない設備については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、原則当該施設の施設整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満で対象とすることができる。

2-15 施設整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満で認められる経費について、それぞれ5割未満で認められるのか、それともまとめて5割未満となるのか。

- 5割未満に制限される経費が複数ある場合は、その合計が交付対象事業費全体の5割未満である必要がある。
- なお、5割未満に制限される経費のほか、2割以内に制限される経費がある場合は、2割以内に制限される経費も含めてその合計が交付対象事業費全体の5割未

満である必要がある。

《什器・機器導入費、什器・機器導入支援費》

2-16 什器・機器導入費、什器・機器導入支援費は、具体的にどのような経費が対象となるのか。

- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（例えば机やイス、パソコン、プリンタ、コピー機など）については対象となる。
- 一方テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器・機器については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、原則当該施設の施設整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満で対象とすることができる。

2-17 コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ、TVなどの家電購入経費は、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満とする必要があるか。

- 施設整備あたっては、地方創生テレワークの実現のために、都市部のオフィスと同様の環境を整えることは望ましいため、一般的なオフィスに備わっていると認められる家電については、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要な経費として差し支えない。（5割未満とする経費には含めなくてよい）

2-18 3Dプリンターなどのデジタルファブリケーション機材の購入経費は、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費全体の5割未満とする必要があるか。

- 地場産業との親和性が高いものづくりベンチャーを誘致のターゲットとし、ニーズ調査によりそれらターゲット企業が働く環境として必須の什器・機器であることが判明している場合など、当該経費に合理性が認められる場合は、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要な経費として差し支えない。（5割未満とする経費には含めなくてよい）

《通信環境整備費、通信環境整備支援費》

2-19 サーバー（共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等）の利用等に要する費用の額及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要する費用を対象に含めることはできるか。

- 対象施設がテレワークにより働く環境又は機能を有するために通常必要と認められるため、原則として対象となる。

〔 2-20 通信環境整備費について、施設におけるローカル5G設備の導入や無線Wi-Fi、LAN環境の構築、光ファイバの敷設などは対象となるか。 〕

- 光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設の費用は対象外。ただし、クロージャーマから施設構内への引き込み工事や通信事業者の提供する光回線サービスの利用料や、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続にするためのISP利用料は対象となる。加えて、施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う、機器の購入、レンタル、設置工事についても対象となる。
- ローカル5G設備導入については、ローカル5Gの提供に必要となる光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設の費用は対象外。また、施設内あるいは施設の立地する敷地内に敷設するローカル5Gの無線基地局の敷設、関連するプラットフォーム、システム等の構築についても対象外。
- なお、これらに限らず、地方創生テレワークの推進するための事業に必要な経費が本交付金の対象となることから、政策目的に対する適否、KPI達成への貢献度、高い費用対効果を発揮する経費かなど、複合的に審査を行い、その結果によっては経費対象外となることもあり得る。

《その他》

〔 2-21 施設利用者の移動手段確保として、自動車や自転車の購入は対象となるか。 〕

- 専ら対象施設の外で利用されることを目的とした什器・機器、物品の購入費については、施設整備・運営に係る経費の対象外であるため、施設利用者の移動手段確保とした、自動車や自転車の購入は施設整備・運営に係る経費の対象とはならない。他方、自動車や自転車のレンタル料、リース料、シェアリングサービス利用料等を施設整備・運営以外のソフト経費として対象とすることは可能であるが、政策目的に対する適否、KPI達成への貢献度、高い費用対効果を発揮する経費かなど、複合的に審査を行い、その結果によっては経費対象外となることもあり得る。

<対象事業②サテライトオフィス等開設支援事業>

〔 2-22 民間所有施設整備について、宿泊施設（旅館、ホテル、ゲストハウスなど）の一部を改修した場合、テレワーク実施時以外は、別の用途（宿泊客のコミュニケーションスペースなど）で使用することは可能か。 〕

- 本交付金を活用して整備する施設は、テレワークにより働く環境として常態的に利用される施設として運営していただきたい。ただし、占有スペース等において、入居者が決定するまでの間、地域交流スペースやカフェスペースなど、（テレワークスペースとしての）施設の利用促進に繋がる機能として活用することは差し支えない。
- なお、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の開設・運営と言えるか困難な事例（個々の客室へのWi-Fiルーター設置にとどまるもの等）は対象とならない。

2-23 「サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）」について対象施設を公募する場合、既に竣工済みの施設や建設中の施設も対象とし、その建設や改修に係る費用を支援することができるか。

- 既存の施設や建設中の施設を対象とすることは差し支えないが、本交付金による支援が可能な経費は、交付決定日以降に契約締結・発注する工事等の経費のみである。

2-24 都市部からの進出企業1社が占有する施設整備を行う事業は、②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）の対象とすることができるか

- 個社が施設全体を専有する施設整備は対象外だが、個社が施設全体を専有せず、他の企業や地域住民等が利用可能なワークスペースも整備する場合は対象となりえる。
- なお、複数社の入居を想定して整備した施設において、結果として、個社が施設全体を利用することについては、本事業の各 KPI の達成が見込まれるのであれば差し支えない。（したがって、複数企業の利用が必須となる高水準タイプにおいては、上記の状態は原則、認められない。）

2-25 ②サテライトオフィス等開設支援事業の対象は、民間企業が賃借している施設も対象になるのか。民間企業が所有している物件に限られるのか。

- 民間企業（サテライトオフィス運営事業者・コンソーシアム）が賃借している施設も対象となる。

2-26 ②サテライトオフィス等の開設支援事業の施設整備・運営で、民間の賃貸物件を借りてテレワーク施設を改修する場合、年度内の賃借料も交付金の対象となるのか。

- 交付対象事業年度内の賃借料は施設整備・運営費の対象となる。

2-27 東京圏に本社を構え、当団体の区域内に事業所を有する法人が、当団体の区域内に新たに事業所を整備し、既存事業所は閉鎖する。新事業所においては、自社従業員のみ利用として、既存の従業員が本県内での事務に加え東京本社の事務を遠隔で実施するとともに、新規に従業員を雇用するとしている。この場合において、新事業所の整備は本交付金の対象となるか。

- サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムが存在しない場合（1社が施設全体を専有して他社に施設の提供を行わない場合等）は、②サテライトオフィス等開設支援の支援はできない。

2-28 ②サテライトオフィス等開設支援事業について、プロポーザル形式により、対象施設を運営する事業者を選定する場合、プロポーザルの事務経費（選定委員の報酬、委員の費用弁償、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費）も施設整備・運営費の対象経費となるか。

- 施設整備・運営支援費として本交付金の対象となりえる。

2-29 対象施設を公募し、民間施設の開設等支援を行う予定であるが、公募の結果、計画上の施設規模とは別の規模の施設を選定することになることは差し支えないか。

- 本交付金は事業の対象とする施設に基づく KPI を設定いただく必要があり、特に施設規模の変更は、KPI との整合性がなくなることも想定されるため、計画と適合する施設を選定いただきたい。
- 計画上の施設規模とは別の規模の施設を選定することとなった場合は、変更申請の手続きを行う必要がある。

2-30 公募にて、事業の対象となる民間施設を選定する手法を予定しており、対象エリアとしては「市全域」又は「都心地域に限定」のいずれかで検討している。本市では都心部について「都市再生緊急整備地域指定」を目指しており、政策・施策間連携の観点から「都心地域に限定」したほうが評価は高くなるのか。

- 公募により民間施設開設支援を実施するにあたって、公募の内容は、企業進出・移住の実現可能性、持続可能性等が確保されるよう、各地方公共団体において検討いただきたいが、政策・施策間連携の観点として、域内の都心地域に限定することにより、どのように相乗効果が発揮されるか具体的に記載していただく必要がある。

2-31 民間のサテライトオフィス等運営事業者について、住所地要件はあるのか。（市町村外の企業でないといけないか）

- ない。

2-32 施設整備・運営以外のソフト経費について、施設運営者に対して補助金として支出することは可能か。（運営者が利用企業を呼び込むための活動に対する補助等）

- 対象経費とすることは可能。ただし、地方公共団体から施設運営者に対する補助（助成）という事業を実施いただく際であっても、当該事業の KPI の設定およびその達成については、地方公共団体に主体的に取り組んでいただく必要があるため、施設運営者への補助（助成）制度の設計に当たって、企業進出・移住の実現可能性、持続可能性を確保できるようお考えいただき、当該補助（助成）制度の内容について、事業計画へ具体的に記載いただきたい。

2-33 地方創生テレワーク交付金を活用して施設整備を実施しているが、新たに②サテライトオフィス等開設支援事業（民間施設整備）を申請する予定。②サテライトオフィス等開設支援事業のプロジェクト推進（施設整備・運営以外のソフト経費）について、次年度整備施設と今年度の整備施設を併せてプロジェクト推進の対象とすることはできないか。

- ②サテライトオフィス等開設支援事業（又は①サテライトオフィス等整備事業）の対象経費とされている「施設整備・運営以外のソフト経費」については、当該事業の対象とする施設の KPI 達成に向けて活用することが原則だが、ビジネスマッチング等において企業のニーズに応じて他の既存施設を紹介することは可能である。

2-34 ②サテライトオフィス等開設支援事業により、民間事業者のサテライトオフィス開設を支援する場合、民間事業者の負担額は必須であるか。又、当該事業を実施する際、国の交付上限額はあるか。

- 民間事業者に対しては、持続性の観点から応分の負担を求めることを必須とする。
- 当該事業に対する国の交付上限額は、高水準タイプの場合、民間事業者等の負担額も含めた全体事業費の 4/9（かつ地方公共団体負担額の 2 倍の範囲内）とし、標準タイプの場合、民間事業者等の負担額も含めた全体事業費の 1/3（かつ地方公共団体の負担額の範囲内）とする。

<対象事業③サテライトオフィス等活用促進事業（①・②事業の「施設整備・運営以外のソフト経費」含む）>

2-35 施設整備・運営以外のソフト経費について、お試しテレワーク体験やサテライトオフィス視察ツアーを検討している。参加の際の交通費、滞在費（飲食費は除く）等の経費は対象となるか。（プロモーションの一環としての経費と考えて良いか）

- 施設整備・運営以外のソフト経費（例：プロモーション事業）において、ツアー等を企画し、当該事業において参加支援の経費が必要であれば、対象となる。
- ただし、事業全体としては、関係人口施策に止まらず、企業進出・移住・定住を目指す事業として計画し、申請していただく必要がある。

2-36 ①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業を実施する場合、施設整備・運営以外のソフト事業として例えば都市部での企業誘致活動の委託事業を実施するときは、進出を検討している企業等に対し既存施設を紹介することは不可ということになるのか。

- ①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業と、③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）は併用できない。
- ①サテライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業の対象経費とされている「施設整備・運営以外のソフト経費」については、①サテ

ライトオフィス等整備事業又は②サテライトオフィス等開設支援事業の対象とする施設の KPI 達成に向けて活用することが原則であるが、ビジネスマッチング等において企業のニーズに応じて他の既存施設を紹介することは可能である

〔 2-37 施設運営者が実施する施設のプロモーション経費は、施設運営経費に該当するか。〕

- 原則は、施設整備・運営以外のソフト経費（プロジェクト推進費）に該当する。
- ただし、施設利用の予約管理システムと一体的なホームページの作成など、施設運営の一環と認められる場合には、施設運営経費として差し支えない。

〔 2-38 ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）は、シェアオフィス等の提供を業とする民間企業の既存施設も対象とすることができるのか。〕

- 可能である。ただし、その場合であっても事業の対象とする施設に基づく KPI（「サテライトオフィス等施設を利用する企業数」、「サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業数」、「サテライトオフィス等施設の利用者数」、「サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数」）を設定する必要がある。

〔 2-39 ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）において、PCや通信用の周辺機器等の導入経費は対象となるか。〕

- 施設整備支援を行わないタイプとして設けている③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）において、「施設整備」（施設の新築、増築・改築、模様替えといった躯体に関わる整備のみならず、床や壁紙の張替えといった躯体に関わらない修繕その他の改修も含まれる）にあたらぬ設備導入や什器・機器導入を行う場合は、「テレワーク関連設備等の導入支援」として、「施設整備・運営以外のソフト経費」（1 団体最大 1, 200 万円）の中で当該経費を対象とすることが可能。
- なお、地方公共団体から施設運営者に対する補助（助成）事業として実施する場合、当該事業の KPI の設定およびその達成については、地方公共団体に主体的に取り組んでいただく必要があるため、施設運営者への補助（助成）制度の設計に当たって、企業進出・移住の実現可能性、持続可能性を確保できるよう検討いただき、当該補助（助成）制度の内容について、事業計画へ具体的に記載いただきたい。

〔 2-40 令和 6 年度プロモーションやニーズ把握を行い、その結果を基に令和 7 年度に施設を整備する予定。プロモーションやニーズ把握を行う事業について本交付金の活用は可能か。〕

- 施設整備が令和7年度になるのであれば、令和6年度の時点で事業の対象とする施設がサテライトオフィス等施設（テレワークにより働く環境又は機能を有する施設）といえる状態ではないと考えられるため、本交付金の対象外となる。

〔 2-4-1 都道府県が主体となって県内全域のサテライトオフィスを対象とするサテライトオフィス等活用促進事業について、KPIはどのように設定すればよいか。 〕

- 本交付金は、申請要件として、利用企業と利用者に関するKPIを施設単位に設定する必要がある。そのため、複数の施設を対象とする事業の場合は、費用対効果やKPI達成の実現可能性を踏まえ、対象施設を特定のうえ、KPIを設定いただきたい。
- なお、公募等によるため、申請段階で対象施設を特定できない場合は、公募する施設の概要に即した見込みに基づいてKPIを設定いただきたい。

〔 2-4-2 県が、サテライトオフィス整備による企業誘致を行う市町村と連携し、全体の広報と、企業と市町村のマッチング事業を行う予定であるが、交付金の対象となるか。その場合、県が設定する目標は、市町村事業も含めた取組みにより達成するものと考えているが、この場合KPIの設定はどのように考えるべきか。 〕

- ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）として申請可能である。
- 連携する市町村の事業について事業計画（（1）のD「交付対象事業とは別に行う関連事業の概要」）に記載いただければ、それを含めて事業の先駆性を評価することとなる。
- KPIについては、本交付金の対象事業は利用企業と利用者に関するKPIを施設単位に設定する必要があり、同一の施設を対象とする事業であれば、県と市町村でKPIを整合させる必要がある。
- なお、質問の事業については、広域連携事業として市町村と合同で申請いただくことも可能。

〔 2-4-3 市町村と進出企業が実施する地域活性化の取組について、県から市町村に対する補助を実施することを予定しているが、本交付金を充当することはできるか。 〕

- 県から市町村に対する補助事業（補助金の交付の財源）に、本交付金を充当することはできない。
- なお、県、市町村及び進出企業が参画する地域活性化事業（プロジェクト推進）として、県が本交付金にかかる計画で施策化するのであれば、その範囲で実施することは可能。

〔 2-44 都市部企業へのプロモーション事業において、正職員ではない会計年度任用職員人件費を対象とすることは可能か。 〕

- 当該事業に専属で従事する臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費は対象とすることができる。

〔 2-45 サテライトオフィスの活用のためのプロモーションとして、WEBサイトの構築を行う。WEBサイト構築費用の中に令和6～9年度分のドメイン保持経費が含まれており、今年度にまとめて支出したいが、令和6～9年度分のドメイン保持経費を対象とすることは可能か。 〕

- 本交付金は、事業の立上げに掛かる費用を単年度に限って支援するものであり、翌年度以降のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提。他方、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するものとして、複数年契約に基づくWEBサイトのドメイン保持経費やシステム利用料についてのみ、複数年分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施期間としている4か年（事業計画期間1年、取組計画期間3年）を上限として対象経費に含めることが可能。

<対象事業④進出支援事業>

〔 2-46 進出支援事業について、支援対象者の用途に制限はあるのか。また、地方公共団体が独自に設定する要件の例はどのようなものか。 〕

- 進出支援事業については、支援対象者の要件は定めているが、用途については制限していない。また、地方公共団体が独自に設定する要件として、例えば、特定の産業集積を狙って支援対象者の業種を限定することや、費用対効果を高めるために当該施設の利用者が何名以上であることといった要件を追加することが考えられる。

〔 2-47 本事業で整備するサテライトオフィス等の所在する市町村区域外に居住する個人が、当該サテライトオフィス入居と同時に法人を設立する場合は、進出支援金の対象となるか。 〕

- 進出支援事業の支援対象者の要件（サテライトオフィス等を利用する市町村区域外の企業・団体）に該当しないため、進出支援事業の支援対象とならない。デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）における起業支援事業の活用など、別の支援を検討いただきたい。

〔 2-48 進出支援事業のみの実施は可能か。 〕

- 進出支援事業は、「取扱いⅢ-1-(2)対象事業」における①～③事業に係るサテライトオフィス等の施設を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体に対して支援するものであり、本交付金①～③事業の対象

としていない施設を対象として進出支援事業のみを実施する事業は、本交付金の対象とはならない。

- なお、R5 補正デジ田交付金地テレ型においては、R4 補正で①～③事業を実施したサテライトオフィス等の施設を対象として、進出支援事業を単独で申請することを可能とする。

〔2-49 進出支援事業を単独で申請する場合の補助率は R4 補正で採択されている事業に連動するのか。〕

- 進出支援事業を単独で申請する場合、補助率は一律 1/2 とする。

〔2-50 R2 補正交付団体、R3 補正交付団体は、進出支援事業を単独で申請することができるのか。〕

- 進出支援事業を単独で申請することができるのは、R4 補正交付団体のみとする。

〔2-51 進出支援事業について、地方公共団体の独自財源を用いることにより、国が定めた上限額から上乗せして支給することは可能か。〕

- 可能である。その場合、自主財源により上乗せして支給する際は、推進実施計画に明記していただきたい。

〔2-52 企業進出支援金について、同一企業に対して県と市町村がそれぞれ 100 万円を交付することはできるか。〕

- 進出支援金の交付上限は 1 社あたり最大 100 万円である。そのため、同一企業に対して、県と市がそれぞれ 100 万円を交付することはできない。なお、県と市が共同で行う事業であって、交付上限額（1 社あたり 100 万円）の範囲内であれば、県と市が按分して予算計上することは差し支えない。

〔2-53 進出支援事業について、市が独自の財源で実施している既存の企業誘致補助金に充当することは可能か。〕

- 進出支援事業については、本交付金の交付要綱および事務連絡にしたがって制度を設計していただく必要があり、他の補助金の財源として充当することはできない。既存の独自事業との関係は、各地方公共団体の判断で整理いただきたい。（本事業の枠組みの中で新たに支援施策を組み立てていただき、その結果、各団体の独自事業と重複する場合に、独自事業をやめる、縮減するなど、既存の独自事業をどう取り扱うかは各団体でお考えいただきたい）

〔2-54 施設の運営事業者が県外の事業者である場合、進出支援金を支給することは可能か〕

- 運営事業者への支給は不可

〔 2-55 既に市内に拠点のある企業の異なる部署が本交付金で整備したサテライトオフィスに入居した場合は進出支援金を支給することは可能か 〕

- 対象者の要件である当該サテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体に該当しないため、不可。

<対象事業⑤ 進出企業定着・地域活性化支援事業>

【全般】

〔 2-56 昨年度、施設整備・利用促進事業を採択されたが、今年度募集分にて「進出企業定着・地域活性化支援事業」のみを申請することは可能か。「進出企業定着・地域活性化支援事業」のみを申請することは可能か。 〕

- 可能である。進出企業定着・地域活性化支援事業は、サテライトオフィス等に進出した企業の定着等を図ることが目的であるため、進出企業定着・地域活性化支援事業のみを申請する場合と、施設整備・利用促進事業と進出企業定着・地域活性化支援事業を同時に申請する場合、の2通りの申請方法がある。

〔 2-57 本交付金の施設整備・利用促進事業を活用していないが、自治体独自の取組として整備したサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業が連携する事業であっても進出企業定着・地域活性化支援事業を申請することは可能か。 〕

- R5 補正デジ田交付金地テレ型より、要件を満たす場合に限り、申請可能とする。

〔 2-58 自治体独自の取組として整備されたサテライトオフィス等とはどのような施設であることを要件としているのか。 〕

- 本交付金の政策目的である「地方への新たなひとの流れの創出」に資する施設である必要がある。具体的には、地域外から進出した企業がオフィスとして居を構え、ビジネスを展開することが可能な、セキュリティ面を考慮したオフィススペース（入居可能な個室）が設けられていることや、通信環境や什器などテレワークに必要な整備がなされていることを必須とする。
- 上記が担保されていることを確認するため、オフィススペースの設備の内容について説明する資料及び、図面、写真を添付して提出することを進出企業定着・地域活性化支援事業を申請する上での要件とする。

〔 2-59 自治体独自の取組として整備されたサテライトオフィス等とは、どのような財源で整備された施設を想定しているか。 〕

- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）や自治体単独事業費などを活用して整備された施設であること。
- これ以外の国庫補助金を活用して整備されたサテライトオフィスについては進出企業定着・地域活性化支援事業の対象外とし、各所管省庁の支援施策を活用いただきたい。

- 自治体単独事業費等については、各自治体の単独事業費や都道府県の補助金等を活用して整備された施設であることを想定している。

2-60 民間事業者が整備したサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業が連携する事業については、進出企業定着・地域活性化支援事業の対象となるか。

- 民間事業者が整備したサテライトオフィスである場合は対象外。
- ただし、民間事業者がサテライトオフィス等の整備を行う際に、自治体の単独事業費を財源とする補助金を活用しているなど、自治体の施策の一環として整備された施設であれば、民間事業者が整備した施設であっても進出企業定着・地域活性化支援事業の対象になり得る。

2-61 「進出企業定着・地域活性化支援事業」のみの申請である場合、補助率は過年度の施設整備・利用促進事業と連動するのか。また、過年度に本交付金を活用していない場合の採択後の補助率はどのようになるのか。

- 令和5年度補正デジ田交付金地テレ型の進出企業定着・地域活性化支援事業は、補助率一律1/2での申請とし、仮に採択された場合の補助率も1/2となる。
- 過年度に施設整備・利用促進事業を実施している場合であっても、同事業の補助率には連動しない。

2-62 「施設整備・利用促進事業」と「進出企業定着・地域活性化支援事業」を同時に申請した場合、どのような審査フローとなるのか。

- 「施設整備・利用促進事業」と「進出企業定着・地域活性化支援事業」はそれぞれの事業ごとに審査を行う。審査の結果、「施設整備・利用促進事業」のみ採択され、「進出企業定着・地域活性化支援事業」が不採択となることはありえる。
- 「進出企業定着・地域活性化支援事業」のみが採択されることはない。

2-63 本交付金の「施設整備・利用促進事業」を過年度に活用しておらず、自治体独自の取組によって整備されたサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業が連携する事業として進出企業定着・地域活性化支援事業を実施する場合、事業申請上限件数として、「1施設当たり2事業」とされているが、こういったケースを指すのか。

- 自治体独自の取組によって整備されたサテライトオフィス等の施設単位で2事業まで申請可能であることを指している。このため、1自治体において、進出企業定着・地域活性化支援事業の施設としての要件（2-58参照）を満たす施設が複数存在する場合、それぞれの施設ごとに2事業まで申請することが可能である。

2-64 「施設整備・利用促進事業」と「進出企業定着・地域活性化支援事業」を同時に申請する場合、施設整備が完了した状態でないと企業進出ができないため、事業実施が確実ではないが申請することができるのか。

- 申請段階で、施設整備が必ずしも完了している必要はないが、施設整備完了後の企業進出が確実であり、また、その進出企業と地元企業等が対象事業を実施するための連携・協力関係が確約されていることが必要である。

2-65 進出企業の応分負担について、応分負担の多寡が審査における評価に影響するか。

- 適切な応分負担がなされていることが望ましく、応分負担が無い場合は採択されない。

【対象事業について】

2-66 対象事業における「地域資源の活用」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

- 地域資源とは、地域産業を支える技術・ノウハウ、それらが生み出す商品・サービス、自然や歴史・文化等といった地域ならではの資源を想定しており、例えば教育資源（地元の高校、大学、高専といった学校機関など）、観光・文化資源（温泉、観光スポット、神社・仏閣、祭事など）、自然資源（地域における海、山、動物など）、食品資源（地域における農産物、畜産物など）、人的資源（その地域にしかない個性や特性がある住民・団体など）、再生可能エネルギー（海底資源・鉱物など）といった様々な資源が想定されている。

2-67 進出企業が、サテライトオフィス等の所在する地域において自社のビジネスを展開（例えば自社の商品の販売）して地域経済を活性化するといったケースは、対象事業となるのか。

- 対象事業は、①地域資源の活用 及び ②地域活性化に資する事業 という要素を満たす必要があり、上記例においては①地域資源の活用が見込まれないことから、対象となり得ないため、地域の特産品を活用するなど、地域資源の活用を検討いただきたい。

2-68 製造業の生産性向上を進出企業と連携して行う予定だが、地域の企業をモデル事業として設備導入（ソフトウェア、IoT 設備等）した場合の経費は対象となるか。

- 対象となり得るが、事業実施によりどのように地域活性化が実現されるか等、評価項目の審査の結果、対象外となることもあり得る（地域活性化につながらないと認められる内容や、個社支援といった単なる設備導入支援と解釈できる経費は対象とならない）

2-69 進出企業定着・地域活性化支援事業を実施することを目的として新たに進出企業を誘致することは可能か。

- 本事業を呼び水に企業誘致を行うこと自体は差し支えないが、進出企業が確定し

ていない場合、⑤進出企業定着・地域活性化支援事業は申請できない。

〔2-70 サテライトオフィス等整備事業と進出企業定着・地域活性化支援事業を同時申請する場合、サテライトオフィス等整備事業のソフト経費や進出企業定着・地域活性化支援事業は、サテライトオフィス等の整備が完了する前に実施しても対象となるか。〕

- サテライトオフィス等整備事業のプロジェクト推進（施設整備・運営外のソフト経費）は、交付決定後、施設整備と同時並行で取組むことが可能であり、早期に企業誘致プロモーション等に着手することは望ましいと考える。
- 進出企業定着・地域活性化支援事業については、同時申請の場合、申請時点で、進出企業の対象施設への進出が確約されている必要がある。その前提のうえで、交付決定後、施設整備と同時並行で進出企業定着・地域活性化支援事業を実施することは可能。

【推進体制について】

〔2-71 進出企業の具体的条件はあるか。〕

- 本交付金を活用したサテライトオフィス等に進出した企業であり、当該施設の賃貸借契約や利用契約など法人契約を締結した所在都道府県外の企業であることが要件である。
- なお、前提として本交付金の支援対象とする民間事業者等の要件として、以下の全てを満たす法人である必要がある。
 - ・ 官公庁等ではないこと。（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は対象）
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に定める風俗営業者でないこと。
 - ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

〔2-72 進出企業定着・地域活性化支援事業を実施する進出企業について、シェアオフィス利用の企業でなく、コワーキングスペースの一時利用の企業でもよいのか。〕

- 本事業は、進出企業におけるサテライトオフィス等の定着を目的としているものであることから、事業を実施する進出企業については施設整備・利用促進事業のKPIにおける「利用企業」の考え方と同様、サテライトオフィス等の賃貸借契約や利用契約を締結している企業を指し、会議やお試し、リモートで当該施設内の事業者等とやり取りするような、一時的にサテライトオフィス等を利用する企業は含まない。

〔 2-73 進出企業の要件として、サテライトオフィスとの契約期間の条件（1年以上、事業終了後3年間は継続契約が必要など）はあるか。同施設に進出後に、同自治体内の別の施設に移動している場合はどのような扱いとなるか。 〕

- 契約期間の要件は無いが、申請時点で対象施設の利用契約又は賃貸契約を締結していること（施設が申請時点で未完成の場合、完成後速やかな利用契約又は賃貸契約の締結が確実であること）が要件となる。なお、施設の一時利用のみの企業は、進出企業に含まれないので注意いただきたい。
- 進出企業の要件として、当該市町村に進出（サテライトオフィス等との利用契約締結）後、2年以内の企業を対象とする。（当該地域に進出後3年目の企業は、既に当該地域に「定着」済として考えられるため。）

〔 2-74 過年度の進出企業定着・地域活性化支援事業において「進出企業」として事業を実施した企業が、再度「進出企業」として新たな事業を実施することは可能か。 〕

- 進出企業1企業に対し、1事業の申請とする。このため、過年度に「進出企業」として事業を実施した企業が、再度「進出企業」として事業を実施することは不可。
- ただし、過年度に「進出企業」として事業を実施した場合であっても、「地元企業等」として事業の推進体制に参画することは可能である。

〔 2-75 進出企業と地元企業等との「連携関係」とは具体的にどのような状況を想定しているのか。 〕

- 対象事業実施に当たっての連携・協力が確約された関係を指し、例えば、両者の間で事業実施のための連携協定や協力協定を締結していること又は締結見込みであることや、事業実施のための協議会やコンソーシアム等が既に創設されている状況が必要である。

〔 2-76 進出企業定着・地域活性化支援事業を活用する際の要件となる「連携関係」とは、事業の実施に向けて、事業者同士の受託契約を根拠として連携と解釈することは可能か。 〕

- 事業の持続可能性の観点から、連携協定や協力協定を締結すること、又は事業実施のための協議会やコンソーシアム等を創設することにより推進体制を構築することが望ましい（ただし、事業の執行において受委託契約を締結することを否定するものではない）。

〔 2-77 実施団体である進出企業と地元企業等がグループ会社同士でもよいのか。 〕

- 進出企業と地元企業等がグループ会社であることをもって直ちに排除はされない。ただし、推進体制の実効性の観点から、実施団体に当該グループ以外の組織を含めるなど、多角的なメンバーが実施主体に参画することが望ましい。

- なお、進出企業と地元企業等が同一の法人格である実施団体は認められず、例えば、進出企業が甲社 A 支店、地元企業が甲社 B 支店の場合、進出企業と地元企業は同一の法人格であるため、実施団体として認められない。

〔 2-78 進出企業定着・地域活性化支援事業の地元企業について、②サテライトオフィス等開設支援事業にて支援したサテライトオフィス等を運営する地元の民間企業も対象に含まれるか。〕

- 地元企業等の要件※を満たす事業者であれば、対象となりえる
※サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織であること

（法人格を有する組織の例）

- ・ 株式会社、持株会社、特例有限会社
- ・ 商工会議所、商工会、商店街振興組合 等
- ・ 農業協同組合、水産業協働組合、森林組合 等
- ・ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人

〔 2-79 事業の推進体制は、進出企業と地元企業・団体のほか、施設利用者である個人事業主や、県外団体等も参画することは可能か。〕

- 可能。推進体制について、進出企業、地元企業等に加え、事業に必要なノウハウや技術を有した多角的なメンバーが参加していることは、事業の実現可能性や推進体制の実効性の観点から望ましいと考える。

〔 2-80 地方創生テレワーク交付金を活用して開設したサテライトオフィスの運営企業であり、入居企業でもある県外事業者と連携する事業について、進出企業定着・地域活性化支援事業の対象となるか。〕

- サテライトオフィスの運営事業者が進出企業の要件を満たしているのであれば、対象になりえる。

〔 2-81 進出企業定着・地域活性化支援事業の実施中に連携企業や団体の変更は可能か（新たな企業等の参画等）。〕

- 進出企業が変更されることは不可とするが、事業の発展に伴い、新たな進出企業や地元企業等が参画することは可能。

【対象経費・交付上限額について】

〔 2-82 サテライトオフィス等に進出企業が2社（A社・B社）いる場合、2社と地元企業等が一つの連携体制を構築して事業実施することは可能なのか。〕

- 2社の進出企業が一つの連携体制を構築して事業を実施することは可能であるが、

1事業あたりの交付対象費の上限額は3,000万円であるため、上限額内での実施を計画いただきたい。

〔2-83 本交付金を活用し整備したサテライトオフィス等施設における進出企業や地元企業の家賃、共益費等は、進出企業定着・地域活性化支援事業の対象経費に含まれるか。また、進出企業の家賃、共益費等について、民間応分負担に含めることは可能か。〕

- 施設の進出企業や地元企業の家賃や共益費は⑤進出企業定着・地域活性化支援事業に直接必要な経費として想定されないため、対象経費に含まれない。したがって、進出企業の応分負担に含めることもできない。
- なお、事業推進のための打合せ等に利用する会議室の賃借料等は、進出企業定着・地域活性化支援事業に直接必要な経費として対象になりうる。

【KPIについて】

〔2-84 進出企業定着・地域活性化支援事業のKPIの設定期間は任意なのか。〕

- 進出企業定着・地域活性化支援事業におけるKPIは、事業の内容等によって実施期間が異なるものであることから、地方公共団体によって任意の複数年度を設定することとなるが、原則3～5年とし、過年度に施設整備・利用促進事業を実施している場合は、少なくとも同事業において設定したKPI（施設の所在都道府県外の利用企業数等）の設定期間は必ず含めることとする。

〔2-85 進出企業定着・地域活性化支援事業におけるKPIはどのように設定すればよいか。〕

- 対象事業について、事業のアウトプット（成果指標：事業によって得られた結果）及び事業のアウトカム（効果指標：事業の結果によって生み出された効果）の両方の観点から設定することとする。

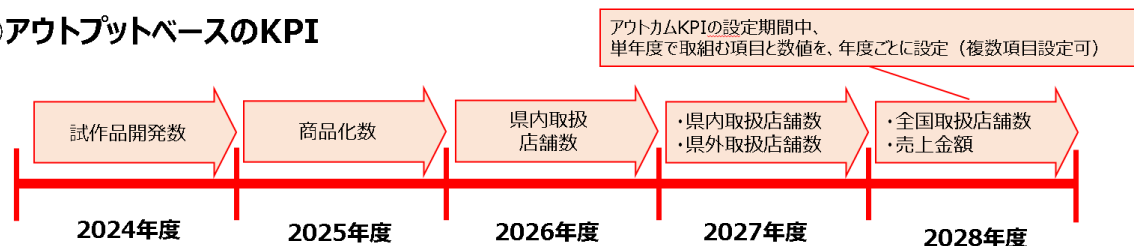
〔2-86 KPIについては、2024年度に取り組むアウトプットベースのKPIと任意の複数年度で取り組むアウトカムベースのKPIの2つを設定すればよいのか。〕

- KPIの考え方は以下のとおり
＜アウトプットベースのKPI＞
アウトカムベースのKPIで設定する期間中、単年度で取り組む項目と目標数値を毎年度1つ以上設定。
＜アウトカムベースのKPI＞
任意の複数年度で1つ以上の項目と目標数値を設定
原則、3年～5年で、施設整備利用促進事業を実施している場合は、同事業におけるKPI設定期間は必ず含めることとする。（複数設定する場合、異なる期間で設定可能）

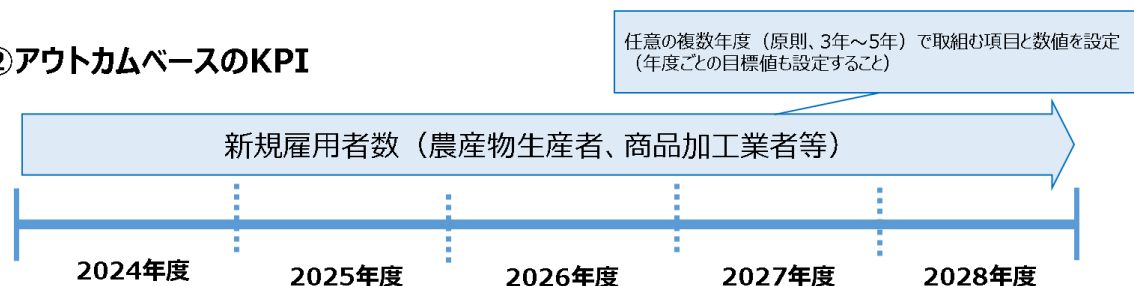
進出企業定着・地域活性化支援事業 KPI設定のイメージ

<地域農産物を活用した特産品開発事業の例>

①アウトプットベースのKPI



②アウトカムベースのKPI



3. 手続き

3-1 施設を複数整備する場合、1つの推進実施計画にまとめて申請することはできるか。

- 施設整備・運営費の上限の範囲内で複数の施設を整備する場合、それぞれの整備内容について、1つの推進実施計画に記載し申請していただく必要がある。
- 推進計画で設定するKPIのうち、事業の対象とする施設に基づくKPI（「サテライトオフィス等施設を利用する企業数」、「サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業数」、「サテライトオフィス等施設の利用者数」、「サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数」）については、それぞれの施設に対するKPIを設定する必要がある。

3-2 2027年度にKPI未達となった場合、交付金を返還する必要があるのか。

- 交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことはない。ただし、2027年度のKPI達成度が未達となった場合、追加（5年目）の取組計画の策定とその進捗状況の報告を求める場合がある。

3-3 ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）の申請に当たり、公費で民間施設の改修等を支援する関係上、議会の予算議決を経た後に対象施設を公募する予定としている。この場合「対象の施設」の特定が申請期限に間に合わないが、推進実施計画にどのような内容を記載すればよいか。

- 公募・プロポーザルより対象施設と支援対象者を決定する場合には、公募・プロポーザルのコンセプトや募集要領案（事業目的、募集期間、対象施設の要件、応募企業の要件、支援対象経費、等）を記載いただき、金額欄および経費内訳欄は公募予定の各事業費や支援対象施設支援にかかる経費の上限等を記載いただきたい。加えて、自治体が当該事業で実現したい施設のイメージ（改修後のレイアウト図）など、事業・経費を審査するうえでの理解を促進するようお願い資料を添付することが望ましい。

3-4 ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）について、公募・プロポーザルにより対象施設を運営する事業者を選定する場合、「事業計画」の「各要素事業内容」の添付資料は、公募・プロポーザル実施要領（案）を添付し、図面・見積書・備品一覧表の添付は必要ないか。

- 現状の位置図、図面は必ず添付いただきたい。
- また、自治体としてどのような施設・設備にしたいかという構想やイメージを基に、仮定の整備後イメージ、それに基づく見積書、備品一覧表を添付いただきたい。
- 整備後のイメージ・見積書・備品一覧表の添付が困難な場合は、それらに代わる、整備対象施設の具体的内容を記載した資料を添付いただきたい。（それらが、公募・プロポーザル実施要領案に記載されているのであれば、実施要領案でも差し支えない）。

3-5 事業として施設整備や県外企業への誘致を行うとなると、企業のサテライトオフィス開設は令和7年度以降になることが想定される。本交付金の事業計画年度は当該事業年度末までとなっているが、令和7年度以降に繰越することはできるか。

- 令和7年度への繰越については原則として認められないが、社会通念上避けがたい事故が発生し工事等が遅延した等の相応の繰越事由がある場合には、事故繰越が認められる可能性がある。その場合、都道府県事業分については、内閣府が一括して財務省と、市区町村事業分については、都道府県が地方財務局と協議するものとする。

3-6 整備後3年度の間取り期間が設定されているが、県で市町村所有施設を令和5年度に整備し、令和7～令和8年度の2年間県での運営後、施設所有市町村又は当施設賃借・管理する民間企業に移譲したうえで、地元による運営を想定している。計画期間内の移譲が可能か。可能な場合、何か要件が付されるのか。

- 本交付金により整備する施設等の財産処分等については交付要綱に基づき、大臣の承認を得て可能となる。

（交付金交付の際付す条件）

第23条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効

用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

3-7 ②サテラオフィス等開設支援事業にて民間の施設整備を支援する。施設整備に係る民間事業者負担分については民間事業者が金融機関からの借入で調達する予定であり、借入に際し、事業対象の土地及び建物に対する抵当権の設定が必要となるが、国に対する何らかの手続きが必要か。

- 事業対象の土地及び建物に対する抵当権の設定は、財産処分に該当するため、本交付金により整備する施設等の財産処分等については交付要綱に基づき、大臣の承認を得て可能となる。具体的には、抵当権の設定を認めない限り、事業継続自体が困難であり、やむを得ないものに限り、以下の条件を付して可能となる。
 - ・ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - ・ 抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと
 - ・ 抵当権実行時の返納額については、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額）とする。

3-8 進出支援金の支給後にサテライトオフィス等の利用の終了があつたことの確認はどのように行うのか。

- サテライトオフィス等に係る賃貸借契約や利用契約の終了、会員登録の解消、その他外形的な状況確認により利用終了を確認していただきたい。
- ただし、支援対象者の利用状況確認のため、必要と認められる場合には、実地検査等を行っていただきたい。

3-9 対象事業により整備したサテライトオフィスに入居した進出企業が、土地を気に入ったことにより、自前の事業所を区域内に設置して5年以内に転居した場合、返還対象となるか。

- 助成金の申請日から5年以内に、当該企業が自前の事業所の開設や他の民間施設等へ転出した場合、引き続き助成金を受理した市町村の区域内に留まっているのであれば、進出支援事業の返還制度で定める「ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの

限りではない。」に該当するため、地方公共団体が本規定に基づき認めるのであれば、返還の必要はない。

〔 3-10 進出支援事業に係る提出書類について、施設運営の主体となる民間事業者が進出企業と契約等を取り交わす形となるため、「当該サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類」、「登記簿謄本」については、この写しを持って、進出支援事業に係る提出書類となり得るか。〕

- ご質問の事例の場合、写しで差し支えないと考える。

〔 3-11 交付決定日前の事業着手は認められるか。〕

- 交付決定日前の事業着手は認められない。

（採択された事業について、交付決定日以前に、支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできないが、交付対象事業費に含まれない事業者募集や選定作業は、地方公共団体の準備行為として実施可能である。）

〔 3-12 進出企業定着・地域活性化支援事業について、地方創生テレワーク交付金を活用した事業で誘致した進出企業が、既に市内で行っている取り組みを支援する場合も対象となるか。〕

- 対象事業は交付決定後の事業着手とする必要がある。既に開始している取組を支援する場合は、取組のフェーズや内容を区分するなどして、交付決定後に着手する事業を申請していただきたい。

4. 経理処理

〔 4-1 自治体の予算確保に関し、「令和5年度補正予算に計上され実施される事業」等の要件はあるか。〕

- 申請時には、地方公共団体の予算措置について議会の承認を得ている必要はない。（地方公共団体がいつ予算計上するかについては、当方から何ら制約を課すものではなく、各地方公共団体のご判断で適宜ご対応いただきたい。）

〔 4-2 広域連携事業で申請する場合、国が交付金を支給する地方公共団体は、主申請者となるのか。それとも、共同で申請する地方公共団体それぞれに交付金が支給されるのか。〕

- 広域連携事業として、複数の地方公共団体が交付金を申請する場合は、それぞれの地方公共団体へ交付金を交付する。

〔 4-3 進出企業定着・地域活性化支援事業について、申請主体は地方公共団体であり、推進主体への交付金の支給方法は地方公共団体の裁量によるのか。例えば、進出企業に対して補助金（補助率 3/5）を出す形で実施してもよいか。〕

- 申請主体は地方公共団体であり、交付金は、地方公共団体を通じて事業の推進体制に支援されることとなる。
- また、推進体制に対する支給方法や支給額など支援の考え方は地方公共団体の裁量による。
- ただし、独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人及び第三セクターは、本交付金の支援対象とする民間事業者等の要件を満たさないため（官公庁等に該当）、支援することはできない。（推進体制に参画することは可能）

〔 4-4 民間への補助事業として②サテライトオフィス等開設支援事業と④進出支援事業を実施するが、民間事業者への支払いはいつまでに終わっておく必要があるか。 〕

- ②サテライトオフィス等開設支援事業や④進出支援事業、⑤進出企業定着・地域活性化支援事業など、間接補助に該当するものは、3月31日までに支払を終わっておく必要がある。

〔 4-5 自治体において補助事業としているもの（②サテライトオフィス等開設支援事業や④進出支援事業等）の支払は3月31日までに終わっておく必要があるか。 〕

- 間接補助に該当するものは、3月31日までに支払を終わっておく必要がある。3月31日までに支払を終わっていないものについては交付対象外となるのでご留意いただきたい。

5. 地方負担について

〔 5-1 本交付金の地方公共団体負担分に充当可能な財政措置はあるのか。 〕

- R5補正においては、R4補正同様、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

〔 5-2 地方負担分に企業版ふるさと納税を活用することは可能か。 〕

- 企業版ふるさと納税の活用は可能。

〔 5-3 サテライトオフィス等開設支援事業により開設した民間所有施設開設企業からの企業版ふるさと納税による寄附は可能か。 〕

- 地域再生法施行規則第13条により、地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することは禁止されているが、本条に抵触するか否かは、寄附を行うことの代償として経済的な利益の供与を行ったかどうかで判断されるため、交付金の支給先が寄附企業等であることのみをもって、ただちに、寄附企業に対し、経済的な利益の供与を行ったものと解するものではない。

- したがって、一般的には、公平・公正な手続を経て、寄附企業等が交付金の支給先として選ばれた場合は、経済的な利益の供与に該当しないものと考えられ、公平・公正な手続を経るのであれば、企業版ふるさと納税による寄附は可能である。
- なお、経済的な利益の供与にあたらぬことについては、地方公共団体としての説明責任が求められることに留意いただきたい。

〔 5-4 地方負担分に民間企業の寄附金や負担金等を充てることは可能か。 〕

- 5-3のとおり、本交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることは可能である。
- また、この他にも、民間企業から地方公共団体に対する寄附金等（企業版ふるさと納税の適用されない本社所在地への寄附）や負担金等は地方公共団体が実施する事業の自主財源を確保する方策の一つであることから、地方負担分に充当することも可能である。

6. 変更申請について

〔 6-1 どのような場合に変更申請を行う必要があるか。 〕

- 推進実施計画の記載内容になんらかの変更が発生する場合は、すべて変更申請を行う必要がある。
- 変更の内容によって、「通常変更」と「軽微変更」に手続きを区分しているが、そのうち、「通常変更」については、変更部分を中心に再度事業内容を審査するため、審査の結果、変更が認められない場合がある。

〔 6-2 事業タイプ（高水準タイプまたは標準タイプ）の変更申請は可能か。 〕

- 事業タイプの変更申請は不可である。

〔 6-3 事業の募集時に高水準タイプで申請し、標準タイプとして採択された事業について、KPIを標準タイプの要件を満たす数値に下方修正してもよいか。 〕

- 原則、KPIの下方修正は不可である。

〔 6-4 「通常変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更の両方ある場合、それぞれ分けて変更申請を行うのか。 〕

- 「通常変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更がある場合は、変更全体を「通常変更」として申請いただくことになる。

〔 6-5 「軽微変更」の「経費項目の削除」について、「削除が事業計画に影響を与える可能性がないものに限る」と限定されているが、削除が事業計画に影響を与える可能性がある場合とはどのようなものか 〕

- 例えば、当該施設の整備において、テレワークにより働く環境または機能を有す

るために必要不可欠と考えられる経費の削除や、企業誘致等のプロジェクト推進において、主要なプロモーション経費の削除などが想定され、事業計画に影響を与える可能性があるとして事務局が判断する場合は、通常変更により申請いただくことになる。

〔6-6 変更申請を行う事業については、変更の交付決定が出るまで事業着手できないのか。〕

- 「通常変更」に該当する事業のうち、変更を申請する部分については、変更の交付決定日以前の事業着手は認められない。
- 「通常変更」に該当する事業のうち、変更を申請していない部分、および「軽微変更」に該当する事業については、この限りではない。（なお、軽微変更として事前相談をし、事務局の確認により「通常変更」と判断された場合は、変更を申請する部分については、変更の交付決定日以前の事業着手は認められず、変更部分を既に事業着手していた場合は交付対象外となることに注意すること。）

〔6-7 実装計画に係る事業経費内訳を変更する場合に転記する様式左側【変更前】はいつ時点の内容を記載するのか。〕

- 最終交付決定時の内容を記載されたい。変更交付決定を受けている場合は変更交付決定時の内容を記載し、変更申請を行っていない場合や軽微変更のみを行った場合は当初交付決定時の内容を記載すること。

〔6-8 「通常変更」を行った後、「軽微変更」にて経費の流用を行う場合、交付対象事業費（総額）の「2割超」か「2割以内」等の判断は当初の交付決定時点における交付対象事業費もしくは変更交付決定時点における交付対象事業費どちらを起点とするか。〕

- 直近の交付決定時点が起点となるため、変更交付決定時点における交付対象事業費を起点とする。「軽微変更」にて複数回経費の流用を行う場合は軽微変更後の交付対象事業費ではなく、直近の交付決定時点における交付対象事業費が起点となる。

〔6-9 交付対象事業費の増額を目的とした通常変更はどういったケースを想定しているのか。〕

- 事業の目的に沿う実施計画の変更であって、交付対象事業費（総額）の2割を超えない、当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない増額が対象。原則として、以下のいずれかに該当する必要がある。
 - ① 資材費等の物価高騰や労務単価の上昇による増額
 - ② 自然災害等によりやむを得ず事業手法を変更することに伴う増額
 - ③ 事業を進める中で新たに判明した事由に対し、やむを得ず追加的な対応が必要になったことに伴う増額

- 増額の申請に際しては、事前相談を必須とし、事務局にて審査を行う。

6-10 50万円を他の経費項目から流用、50万円を増額し、当初交付決定時の金額から計100万円増額した場合、流用額も含めた100万円において「当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない増額」である必要があるのか。

- 既に交付決定を受けている交付対象事業費と比較し増額した額において、「当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない増額」であるかを判断する。したがって、交付決定を受けている他経費項目からの流用を除き、増額する部分において「当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない増額」であることを説明されたい。

6-11 事業費の範囲内の通常変更や軽微変更において、他の経費項目から流用、経費項目を追加する場合でも「当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない」ものである必要があるか。

- 交付対象事業費の増額を伴う場合のみ、当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない増額を対象とするため、交付対象事業費の増額を伴わない交付対象事業費の範囲内の経費流用、経費項目の追加についてはこの限りではない。

6-12 民間施設を対象に、公募の上、補助事業者を決定して開設支援を行う計画だが、公募内容について、「3,000万円/1事業者を1事業者選定」する事業から、「1,000万円/1事業者を3事業者選定」へ変更することは可能か。

- 「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）の取扱いについて」にて示す施設数および経費の上限以内であれば、追加の施設整備等は可能である。「対象施設の追加」に該当するため、KPIを追加で設定したうえで、「通常変更」で申請いただきたい。

6-13 ②サテライトオフィス等開設支援事業により公募で民間施設整備支援を実施する予定。対象とする施設が特定されておらず、その整備内容もプロポーザルにより決定する事業であるが、公募の結果、施設整備・運営に係る経費について、2割を超過する項目間の組み換えが発生した。どのような手続きが必要か。

- 対象とする施設が特定されておらず、その整備内容もプロポーザルにより決定する公募事業の場合、経費の流用については、交付対象事業費（総額）の2割を超過する場合であっても、「軽微変更」で手続きすることが可能。

6-14 ⑤進出企業定着・地域活性化支援事業における事業の推進体制について、進出企業を別の進出企業に変更することは可能か。

- ⑤進出企業定着・地域活性化支援事業においては、進出企業の業種・業態、ノウハウやリソース等が事業設計と親密に結びついているはずであり、進出企業の変

更は事業設計そのものの変更を意味することになるため、原則的に認められない。

- なお、地元企業等の変更については、推進体制における役割の多寡等により、個別に「通常変更」に該当するか「軽微変更」に該当するかを判断する。

(以 上)